

## 高知県鉄道ネットワークあり方懇談会 規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、「高知県鉄道ネットワークあり方懇談会」（以下、「高知県懇談会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」を踏まえ、県内の公共交通の関係者間による鉄道ネットワークの活性化策など、必要な事項を協議して実行することを目的とする。

### （構成メンバー）

第3条 高知県懇談会のメンバーは、別表に定める団体及び機関とし、会議への出席についてはその都度調整するものとする。

### （運営）

第4条 高知県懇談会には、会長1名を置く。

2 会長は、高知県知事とする。

3 会長は、高知県懇談会を代表し、会議を招集し、議事進行を行う。

4 会長が出席できない場合は、高知県副知事が会長の職務を代理する。

5 必要がある場合は、メンバー以外の者から意見を求めることができる。

### （実務者等の検討会）

第5条 高知県懇談会には、鉄道ネットワークの活性化策の実務者等で構成するワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループでの検討内容は、高知県懇談会に事務局が報告する。

### （事務局）

第6条 事務局を高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課に置く。

### （その他）

第7条 本規約に定めるほか、必要な事項は高知県懇談会で決定する。

### 附 則

この規約は、平成31年4月25日から施行する。

### 附 則

この規約は、令和元年 月 日から施行する。

## 別表

## 高知県鉄道ネットワークあり方懇談会構成メンバー

## 1 高知県懇談会

|                      |
|----------------------|
| 高知県                  |
| 公益財団法人高知県観光コンベンション協会 |
| 四国旅客鉄道株式会社           |
| 土佐くろしお鉄道株式会社         |
| とさでん交通株式会社           |
| 高知市                  |
| 安芸市                  |
| <u>南国市</u>           |
| 四万十市                 |
| 大豊町                  |
| 四万十町                 |

別表

## 2 ワーキンググループ

|                      |
|----------------------|
| 高知県（中山間振興・交通部、観光振興部） |
| 公益財団法人高知県観光コンベンション協会 |
| 四国旅客鉄道株式会社           |
| 土佐くろしお鉄道株式会社         |
| とさでん交通株式会社           |
| 高知市                  |
| 安芸市                  |
| <u>南国市</u>           |
| 大豊町                  |
| 四万十市                 |
| 四万十町                 |
| <u>その他必要と認める者</u>    |

## 3 オブザーバー

国土交通省四国運輸局